原議保存期間	5年（令和14年3月31日まで）
有効期間	一種（令和14年3月31日まで）

各附属機関の長
各地方機関の長　殿
都道府県警察の長
（参考送付）
庁内各局部課長

警察庁丙サ企発第67号、丙サ捜発第57号
丙情解発第20号
令和８年11月６日
警察庁サイバー警察局長

「サイバーセキュリティ緊急対策パッケージ」を踏まえた各種取組の推進について（通達）

現在、様々な事業者、団体、企業（以下「事業者等」という。）を標的としたサイバー攻撃が行われ、情報漏えい事案が続発するなど、サイバー空間をめぐる脅威は、一層深刻さを増している。

警察としては、「警察におけるサイバー戦略」（令和８年４月２日付け警察庁乙サ発第１号ほか別添）に基づき、捜査・実態解明等の手段を通じた諸対策を推進してきたところであるが、本日開催された「サイバーセキュリティに関する関係閣僚会議」において、現下の深刻な情勢を受け、「サイバーセキュリティ緊急対策パッケージ」が策定され、関係省庁が一体となって取り組むべき施策が取りまとめられたところである。

これらを踏まえ、警察において推進すべき事項について、下記のとおり取りまとめたので、推進されたい。

なお、本通達は、警察庁長官官房、生活安全局、刑事局、警備局と協議済みである。

記

１　サイバー事案の確実な認知に向けた取組

(1)　事業者等向け窓口の開設・全国共通専用ダイヤルの整備

ア　事業者等からの通報・相談を促進し、迅速・的確な初動対応を行うため、各都道府県警察本部のサイバー部門に、事業者等がサイバー事案による被害を受けた際の相談・通報を受け付ける「法人専用相談・通報窓口サイバー被害110番」を開設すること。

当該窓口は、事業者等が実際に被害に遭った場合に迅速な初動対応を行うことを目的として設置するものであることから、サイバー事案の捜査を担当する課又は係に設置すること。

イ　別途指示するところにより、全国共通専用ダイヤルの導入に係る環境を整

備すること。

(2)　協議会を中核とした官民連携の拡充

ア　事案が起きて初めて事業者等との関係構築を模索するのではなく、平素から全都道府県警察サイバー部門に設置された協議会を中核とした地域の事業者等との官民連携を一層強化し、能動的な事案認知に努めること。協議会においては、事業者等の対処能力の向上を図ることを目的として、最新の攻撃手口や被害事例等の共有を行うとともに、必要に応じて共同対処訓練を実施すること。

イ　協議会の運営の高度化・効率化の観点から、協議会の整理・統合を検討すること。

(3)　知事部局等との連携強化

(1)及び(2)の取組を推進するに当たって、多数の事業者等と接点を有する知事部局等と以下のとおり緊密に連携し、官民連携を推進すること。

ア　知事部局等に設置された中小企業・小規模事業者向けの相談窓口と緊密に連携し、被害事業者等から相談があった際の情報共有や相互の窓口の引継ぎ等を通じ、事業者等に必要な支援が行き届くよう、サポート体制を整えること。

イ　知事部局等と緊密に連携した上で、商工団体、金融機関等の地域に根ざした多様な主体と連携し、警察が接点を有していない幅広い事業者等に対して協議会への参画を働き掛け、官民連携の裾野を拡充すること。

(4)　脅威ハンティング等を活用した実効的な対策

「脅威ハンティングの普及促進・実施等に係る基本方針」（令和８年７月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定）を踏まえ、サイバー攻撃を受けるリスクの高い事業者等から要望を受けた場合はログ分析を実施するなど、脅威ハンティング等の能動的な手段も活用の上、事業者側のニーズを踏まえた連携を一層強化すること。

２　検挙に向けた取組

(1)　全国警察一体となった捜査体制の構築

全国警察一体となった捜査体制を構築し、深刻化するサイバー空間の脅威に対処するため、関東管区警察局サイバー特別捜査部及び全都道府県警察による合同捜査体制の構築を含め、捜査に当たること。

(2)　ログ等の証拠保全等のための捜査支援体制の構築

サイバー事案の捜査・実態解明を推進する上で、ログ等の通信履歴は極めて重要な証拠である一方で、事業者等から十分な捜査協力が得られていないケー

スが散見される。事案発生時の事業者等の捜査協力に係る負担軽減とサイバー事案の実態解明に必要な証拠の迅速かつ確実な収集の両立を図るため、別途指示するところにより、事案発生時のログの保全等や早急な原因究明等の初期対応を担う「ファスト・フォレンジック・フォース（ＦＦＦ：トリプルエフ)」を各管区警察局等に設置すること。事案発生時には、都道府県警察の捜査員と共に、ＦＦＦを速やかに現場に派遣し、ログの保全等の支援を推進すること。

(3)　捜査・実態解明に資するログ等の確実な収集の徹底

今後、警察庁、内閣官房、事業所管省庁等が連携し、被害発生時の通報やログ等の証拠の提供に関して必要な要請を行うこととしているが、こうした状況も踏まえ、都道府県警察及びＦＦＦにおいて、被害事業者等に対し、捜査・実態解明におけるログ等の証拠資料の必要性を十分に説明した上で、必要な情報を確実に収集すること。

(4)　警察庁への情報集約の徹底

警察庁における、横断的・俯瞰的な分析や内閣官房をはじめとする関係省庁と連携した政府一丸となった対処の観点から、各都道府県において収集した情報については、速やかに警察庁に報告・集約すること。

3　二次被害防止等に向けた取組

(1)　警察庁推奨アプリの普及促進

特殊詐欺の犯人が漏えいした個人情報を悪用し、架電することが考えられるため、携帯電話への詐欺電話を遮断する機能を持つ「警察庁推奨アプリ」の普及促進を一層強化すること。

(2)　犯罪収益移転防止法上の本人確認の徹底の働き掛け

警察庁においては、漏えいした個人情報を悪用したなりすましによる口座の開設等を防ぐため、口座開設や金銭の貸付け等の取引を行う事業者を所管する省庁に対し、犯罪収益移転防止法等に規定する本人確認の徹底に関し当該事業者への働き掛けを行うよう、要請を行った。これを踏まえ、都道府県警察にあっても、各種警察活動を行う際に、これら事業者と接する際には、その必要性を十分に説明した上で、本人確認を徹底するよう働き掛けること。

(3)　警察相談専用電話「＃9110」番の積極的な広報

警察相談専用電話「＃9110」番については、警察庁及び都道府県警察のウェブサイト等により国民に周知をしているところであるが、サイバー攻撃による情報漏えい事案が続発し、被害に遭っているのではないかと不安を感じる事案に関する相談等が増加しているため、より一層国民に周知されるよう、ウェブサイトのトップページへの掲載、ソーシャルネットワーキングサービス（ＳＮＳ）の活用等により、積極的な広報を実施すること。

(4)　相談対応・防犯指導の実施

個人情報の漏えいに係る相談対応・防犯指導を実施するとともに、個人情報の漏えいが確認された被害者等の意向を踏まえ、必要に応じて保護対策を講じるなど、各部門が連携して二次被害防止のための対応を徹底すること。

4　基盤整備に向けた取組

(1)　体制の整備

深刻化する情勢に的確に対応するため、サイバー一元化組織の整備の機会等を捉え、官民連携、捜査・実態解明、人材の確保・育成等のサイバー部門において不可欠な業務を推進するための体制を確実に整備すること。これらの業務は、短期的に取り組むべきもの、中長期的に取り組むべきものといった差異はあるものの、いずれも等しくサイバー部門にとって不可欠な機能であることから、いずれかに偏重することなく、均衡の取れた形で体制を強化すること。

(2)　高度サイバー人材の育成

ア　今後も情勢の深刻化が予想されることを踏まえ、「都道府県警察におけるサイバー人材確保・育成方針について（通達）」（令和７年３月７日付け警察庁丙サ発第６号ほか）に基づき、先手を打った高度な専門的知識及び技術を有するサイバー人材の確保・育成を推進すること。また、アクセス・無害化措置をはじめとする能動的サイバー防御を担い得る人材を育成するため、適格な職員の警察庁サイバー警察局やサイバー特別捜査部への出向を積極的に検討すること。

イ　高度サイバー人材を育成するためには、座学のみならず、仮想環境における実践的な訓練を通じて、サイバー攻撃への対処に係る練度を高める必要がある。警察庁が整備する人材育成基盤装置（サイバーレンジ）も活用し、必要な人材に訓練が行き届くよう訓練計画を整備すること。

(3)　一体的な運用の確保

警察法施行令の一部を改正する政令（令和８年政令第182号）に基づき、都道府県警察においては、警務部又はサイバー警察部においてサイバー事案に関する警察に関する事務を一元的に所掌することが、都道府県警察本部の内部組織の基準となった。

都道府県警察においては、急速に深刻化する情勢に対応するため、一元化組織の整備を待たず、サイバー部門間の緊密な連携、ワンフロア化、物的基盤の集約等の一体的な運用を前倒しで開始するなど、現時点でも実施可能な取組から速やかに着手すること。